

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費  
(令和8年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 83,339百万円

1. 社会保障施策の充実(60,653百万円)

(単位:百万円)

事 項 名	経 費	財 源 内 訳			
		特定財源		一般財源	
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他
子・ ども育 て	子ども・子育て支援給付費	45,194	0	0	33,678 11,516
	地域子ども・子育て支援事業費	8,674	0	0	6,533 2,141
	児童保護措置費	6,773	3,341	28	557 2,847
高の 等無 教償 育化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	633	0	0	633 0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	5,951	2,975	0	2,976 0
	後期高齢者医療負担金	90,521	0	0	989 89,532
医 療 ・ 介 護	国民健康保険助成費	47,083	0	0	3,829 43,254
	難病等対策費	5,854	2,899	0	2,852 103
	地域医療総合確保事業費	6,350	4,341	62	1,947 0
	介護給付費負担金	67,067	0	0	5,151 61,916
	介護保険地域支援事業交付金	4,497	0	0	551 3,946
	地域介護総合確保事業費	2,784	1,856	0	928 0
診療報酬の充実		30,790	6,095	4	29 24,662
合 計		322,171	21,507	94	60,653 239,917

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の用途(22,686百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。